

2026年度 ご案内

いずも移住リフォーム助成金

Uターンされる方の住宅リフォームを支援します！



本市への移住促進を図るため、定住する目的で住宅のリフォームを行う場合に、予算の範囲内で費用の一部を助成します。

※工事の着工前に申請が必要です。

お問い合わせ先

〒693-8530 島根県出雲市今市町70

出雲市総合政策部縁結び定住課（出雲市役所5階）

TEL：（0853）21-6629

FAX：（0853）21-6599

メールアドレス：teijyu@city.izumo.shimane.jp

出雲市の魅力発見！
いずもな暮らし



◆□◆□◆ 助 成 内 容 ◆□◆□◆

1. 助成対象者・・・次の(1)～(8)をすべて満たす方

- (1) 次の①または②に該当する方
 - ① 出雲市外に連続5年以上居住している方のうち、申請年度中に出雲市に転入する方
 - ② 出雲市へ転入して3年以内の方（転入前に市外に連続5年以上居住していた方）
- (2) 対象住宅を所有(3親等以内の親族所有含む)し、リフォームする方
- (3) 申請年度中に住宅のリフォームが完了し、リフォームした住宅に居住する方
- (4) リフォームする住宅に、5年以上継続して居住する方
- (5) 出雲市税を滞納していない方
- (6) 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員でない方
- (7) 助成を受けようとする工事について、他の助成制度の利用がないこと
- (8) 助成を受けようとする住宅について、既に本助成金の交付を受けていないこと

2. 対象工事・・・次の(1)～(3)をすべて満たす工事

- (1) 出雲市内に本店、または営業所等を有する法人(※)（個人事業者を含む）と契約する工事
 ※出雲市役所に法人設立（開設）届を提出している法人
- (2) 工事費50万円以上（消費税を含む）の工事＜既存建物の増築工事を含む＞
- (3) 以下のいずれかに該当する工事

内 容	可否	備 考
屋根・外壁改修、雨樋の取替え	○	
フローリング・クロス等の貼り替え	○	
床暖房設備	○	
浴室・トイレの改修	○	
畳・襖・障子・サッシ・建具の設置、取替え	○	カーテン・ブラインド等の設置・取替は対象外
下水道等排水設備工事	○	トイレ・台所・浴室等の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）を伴う場合に限る。
電気等設備工事	○	
システムキッチン・流し台・洗面台設置、給湯器	○	
居室の内装工事（壁・柱・床等の主要構造部の改修）	○	内装工事を伴うエアコンの設置・交換も対象
車庫・カーポート、サンルーム、倉庫、犬走	×	農作業小屋・物干し場等も対象外
門・塀・アプローチ等の外構工事	×	
その他、引越費用・家具移動・手数料等	×	

- 対象となる工事については、他の補助金との併用は原則出来ませんのでご注意ください。
 工事内容、補助事業によっては併用可能なケースもあります。詳しくはご相談ください。
- 建築基準法等関係法令に適合しないことが発覚した場合、補助金の返還が生ずる場合があります。

3. 対象住宅

助成対象者がリフォーム後に居住する住宅

- 助成対象者と所有者が異なる場合は3親等以内の親族所有に限り対象（賃貸住宅は不可）
- 店舗等併用住宅の場合、居住部分のみ対象

【注意】令和7年度～令和9年度に実施する予定の「いずも移住リフォーム助成金」を申請できるのは、1住宅（申請者）につき3年間で1回限りとします。

4. 助成内容

助成対象者	助成金額(千円未満切捨)
市外に5年以上居住し、出雲市に移住する方 (転入後3年以内を含む)	工事費の10%、上限10万円
新婚世帯、子育て世帯	工事費の20%、上限50万円
自然豊かな地域居住世帯、 空き家バンク登録物件購入世帯	工事費の30%、上限80万円

新婚世帯…交付申請日において、婚姻の日から5年未満の夫婦が同居している世帯

子育て世帯…交付申請日において、18歳未満の方が同居している世帯

自然豊かな地域居住世帯…市が指定する自然豊かな地域に居住する世帯 ※指定地域はP4参照

空き家バンク登録物件購入世帯…いずも空き家バンクに登録された空き家を購入した世帯
(購入3年以内)

5. 募集期限

令和9年2月12日 まで

※先着順で予算額に達した場合、その時点で終了します。事前にお問い合わせください。

6. 工事期間

助成金の交付決定後～ 令和9年3月10日 まで

※申請時点で着手している工事や、交付決定前に着手する工事は対象となりません。

7. 助成金の返還について

当該助成金の交付決定を受けた方が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定を取り消し、経過年数に応じ助成金を返還していただきます。

- (1) 改修した住宅を、助成金を受け取った日から5年未満で取壊し、または売却したとき。
- (2) 改修した住宅を居住用以外の用途に変更したとき。
- (3) 助成金を受け取った日から5年未満で、転出または転居したとき。
- (4) 転居を伴う場合において、当該年度と同一の年度内に対象住宅に転居しないとき。

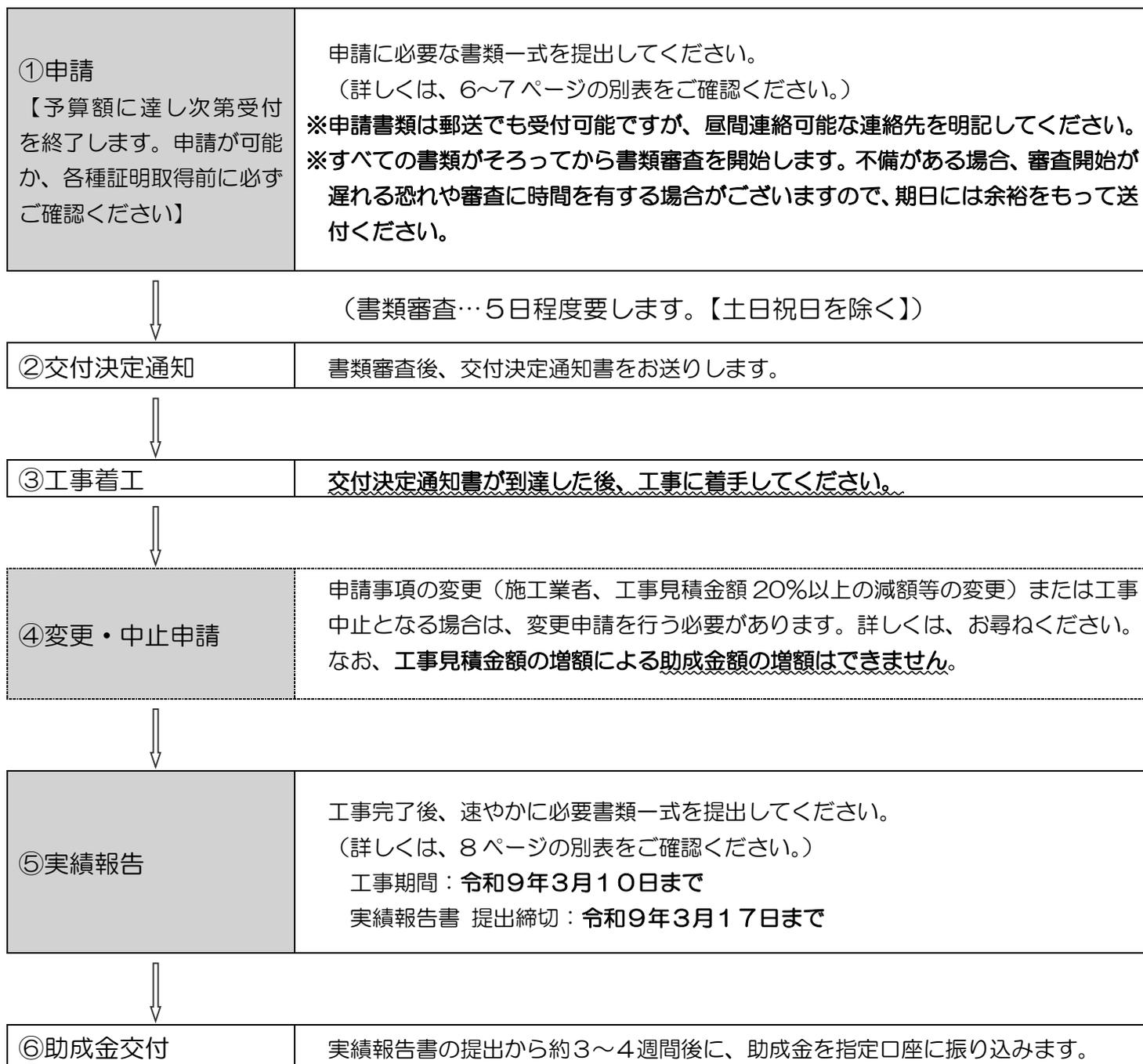
「自然豊かな地域」指定地域一覧

地域	地区	町名またはエリア
出雲	古志	古志町の一部（上新宮）※
	高浜	日下町
		八島町
	鳶巣	東林木町
	上津	西谷町
		上島町
		船津町
	稗原	野尻町
		稗原町
	朝山	馬木町
		朝山町
所原町		
見々久町		
乙立	乙立町	
長浜	外園町	
平田	西田	本庄町
		万田町
		奥宇賀町
	鰐淵	河下町
		唐川町
		別所町
		猪目町
	久多美	久多見町
	桧山	多久谷町の一部 ※
		多久町の一部 ※
	東	鹿園寺町の一部 ※
		小境町
	北浜	小津町
		十六島町
		釜浦町
		塩津町
		美保町
	佐香	三津町
		小伊津町
		坂浦町
伊野	地合町	
	野郷町	

地域	地区	町名またはエリア	
佐田	須佐	朝原	
		須佐	
		原田	
		大呂	
		反邊	
		吉野	
	窪田	一窪田	
		毛津	
		佐津目	
		高津屋	
		下橋波	
		上橋波	
		東村	
		八幡原	
多伎	多伎	神原	
		奥田儀	
		口田儀	
		小田	
		多岐	
		久村	
湖陵	湖陵	畑村	
		常楽寺	
		差海	
大社	大社	杵築北	
		日御碕	
	日御碕	宇龍	
		鵜鷺	鷺浦
			鵜峠
斐川	荘原	学頭の一部(畑辺地) ※	
	阿宮	阿宮	
	出西	出西の一部 ※	
	伊波野	名島	
	出東	坂田	

64 町と 6 エリア（※一部辺地指定地域）を指定

◆□◆□◆ 申請の手続き ◆□◆□◆



送付先(郵送の場合)

〒693-8530 島根県出雲市今市町70
出雲市役所 縁結び定住課 定住促進係 宛

いずも移住リフォーム助成金 提出書類一覧

1 申請

	提出書類名	備 考
1	いずも移住リフォーム助成金 交付申請書	出雲市ホームページからもダウンロードいただけます。
2	<u>住宅の所有の確認できるもの</u> ① 令和8年度固定資産税納税通知書および課税明細書の写し（※1） ② 固定資産評価証明書等 ③ 所有権移転後の登記の全部事項証明書の写し（※2）	①～④のいずれか <ul style="list-style-type: none"> • 納税通知書および課税明細書は、4月に資産税課から通知を送付しています。 • 固定資産評価証明書は手数料300円が必要となります。 • 全部事項証明書は法務局で発行されます。
3	市税の滞納のない証明	出雲市在住の申請者は提出してください。 住宅所有者が申請者と異なる場合や共有の場合は、所有者（共有者）全員の証明も必要です。 【窓口】市民税課、各行政センター (手数料 一通300円が必要となります。)
4	改修工事全体の工事見積書（※3）	見積書の各項目が10万円を超える場合は、内訳を記載してください（※4）。複数業者で施工する場合は、総括表を添付のうえ、それぞれの見積書をご提出ください。
5	助成金対象の施工予定箇所の写真	対象工事箇所の全てが分かるよう撮影してください。（引きとアップの両方の写真をお願いします。） ※改修後も同じ箇所から撮影した写真をご提出ください。
6	家屋全体の写真	工事対象家屋が「住宅」だと分かるよう、工事家屋の全体が写った正面写真をご提出ください。（玄関側から撮影）
7	工事全体の内容がわかる改修前、改修後の間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を改修前の間取り図に記入してください。
8	平面図	対象家屋全体のもの ※部分工事の場合で、別途工事部分の詳細間取図がある場合は、家屋全体平面図には間取りの記載がなくてもよいです。
9	位置図	住宅の場所がわかる位置図をご提出ください。
10	住民票	手数料300円（出雲市の場合） 世帯全員の続柄の記載があるものを添付してください。 <ul style="list-style-type: none"> • 改修後に住宅に転居する場合、実績報告時にも転居後の住民票が必要です。

11	戸籍抄本（※5）	<p>手数料450円（出雲市の場合）</p> <p>【本籍地のある市区町村の住民担当課で取得可能です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 申請者と所有者が異なる場合に、3親等以内を確認するのに必要となります。 <p>※戸籍謄本であれば全国の市区町村窓口どこでも請求可能です。</p>
12	戸籍の附票	<p>手数料300円（出雲市の場合）</p> <p>【本籍地のある市区町村の住民担当課で取得可能です。】</p> <ul style="list-style-type: none"> 出雲市外に連続5年以上居住を確認するために必要となります。 <p>※マイナンバーカードを利用して、コンビニで取得できる場合もあります。詳しくは本籍地のある市区町村の住民担当課にお問い合わせください。</p>
13	リフォーム工事同意書	申請者と所有者が異なる場合、または共有者がいる場合に必要です。

◎詳しくは縁結び定住課まで、問合せください。

（※1）固定資産税納税通知書および課税明細書は表紙と該当建物の記載のあるページが必要です。

（※2）登記書類等は公的な押印がされているものをご提出ください。

（※3）見積書の宛名は申請者のフルネームであること。見積書の内訳は詳しく記載されたものをお願いします。見積書は施工業者の業者名、所在地、代表者名が記載されたものがが必要です。

（※4）例①：× 大工工事…15万円 ⇒ ○ 大工工事…15万円（3万円/人×5人分）

例②：× 解体・処分費…18万円 ⇒ ○ 解体費…9万円，処分費…9万円

（※5）誰の戸籍抄本を取得すればいいかはケースによって異なります。その際はお問い合わせください。

2 変更申請

※変更が発生した場合は、工事完了後ではなく発生時点で速やかにご連絡ください。

施工業者の変更や、改修工事費の20%以上の減額となる場合、改修工事自体を中止する場合などに必要です。

	提出書類名	備考
1	いずも移住リフォーム助成金変更・中止承認申請書	縁結び定住課へご連絡ください。
2	工事見積書（変更した後のもの）	
3	工事内容がわかる間取り図	施工予定箇所の写真を撮った方向を記入してください。
4	施工予定箇所の写真	全体とアップの両方の写真をお願いします。

3 実績報告

工事完了後、速やかに提出してください。

※令和9年3月17日が提出〆切です。

	提出書類名	備考
1	いずも移住リフォーム助成金実績報告書	交付決定通知に併せて郵送します。
2	工事代金領収書等の写し	申請時の見積書と同一業者・同一金額の領収証の写しが必要です。複数業者の場合、それぞれの領収証の写しをご提出ください。
3	工事実施後の施工箇所の写真 (改修後間取り図に写真を撮った方向を記入)	改修前後で施工箇所の比較をするため、交付申請時に提出いただいた写真と同じ方角から撮影した写真をご提出ください。
4	住民票	転居を伴う場合に必要です。
5	市税の滞納のない証明	申請日以降、実績報告までに出雲市に転入した方はご提出ください。
6	いずも移住リフォーム助成金交付請求書	交付決定通知に併せて郵送します。
7	助成金振込口座の通帳の写し	口座名義人、口座番号等が確認できるページをコピーしてください。

- 各種証明や見積書は、発行後3か月以内のものがが必要です。
- 提出書類等でご不明な点は、証明書等を取得する前にご相談ください。